

## 2020年4月から飲食店などが 原則屋内禁煙に

2018年7月の健康増進法の改正後、段階的に進められてきた原則屋内禁煙が、2020年4月から全面施行となる。オフィスや事業所、飲食店といった多くの人が集まる施設が禁煙となるが、所定の要件に適合すれば各種喫煙室も設置することができる。20歳以下は喫煙エリアへの立ち入りは原則禁止となるため、利用者も注意が必要だ。

健康増進法の改正は、子どもや患者、妊婦など健康影響の大きい人から望まない受動喫煙の防止を図るため、管理者が講じるべき措置などについて定めたもの。2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでの段階的な施行を決定し、2019年7月には学校や病院などが原則敷地内禁煙となっていた。

全面施行後は、喫煙可能な設備を持った施設には必ず指定された標識の掲示が義務付けられる。喫煙室は「喫煙専用室」「加熱式たばこ専用喫煙室」など



喫煙が可能な施設に対して掲示が義務付けられる標識の一例。厚生労働省HP「なくそう!望まない受動喫煙。」(https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp)からダウンロード可

4種類で、全16種類の標識がある。20歳未満の人は店の従業員を含め、喫煙を目的としない場合であっても喫煙エリアの立ち入りが禁止される。これら対象者を立ち入らせた場合、施設の管理者は指導・助言の対象となる。

なお、経営規模の小さい既存の飲食店については、全面禁煙によって事業継続に影響を与えることが考えられるため、経過措置として喫煙可能室(たばこの喫煙可、飲食などの提供可)の設置ができる。

## 本紙俳句コーナーの選者山口昭男先生の最新巻の紹介

シリーズ自句自解Ⅱベスト100 山口昭男 定価1,500円+税 版元 ふらんす堂

既刊句集より100句抄出して著者みずからが解釈を付した。一句が出来上がるまでの作家の推敲のあとをたどることができ、実作者の句作りにおおいに役立つ入門書である。(Amazonなどで販売中)



CULTURE  
コラム  
VOL.6

## 梅花から「令和」を込めて 日本の「元年」はいつ?

新しい元号になって二年目、改めて日本の年号を振り返ってみましょう。皆さんは元号をいつと考えられていますか?西暦ではなく、令和をさかのぼって数える年号です。元号を使い始める以前の話になります。

『日本書紀(にほんしき)』という歴史書には、初代として神武天皇(じんむてんのう)の即位が、元年と記されています。日本の年号は、ここから数えられはじめます。暦を開くと、西暦二〇二〇年が「紀元二千六百八十年」と数えられています。神社に参詣すると、この年号が記されていたりします。

『日本書紀』には、天と地が別れる前から、神が生まれ国が誕生する神話が記され、第三が神武天皇の巻になります。全三十巻。都を藤原京に遷した持統天皇代までのできごとが、歴史として記されています。完成当初は系図も一巻あったようですが、今は残っていません。記述の中には、私たちが住んでいる地名や地域に起きた出来事、神社仏閣の誕生等を読むことができます。南海トラフ地震の記事も見つけられます。

ここでは、同時代に編まれた『万葉集』に関わるエピソードをひとつ。『日本書紀』が表す歴史は、歌を交えて記されています。これは、日本の歴史が、もとは口で語り継

がれ、会話部分等に歌が用いられたためです。オペラのような歌劇を想像すると、考えやすいと思います。これが文字に記され、書物として読まれるようになります。興味深いのは、巻第二十八の天武天皇条の上巻から、記す歴史に歌が見られなくなることです。この巻は、六七二年に起きた壬申の乱を記しています。これ以降に、歴史は『日本書紀』へ、歌は『万葉集』に記すという区別ができていくようです。『日本書紀』も『万葉集』も、天武天皇の時代に編まれはじめていく様子がうかがわれます。こうした『日本書紀』の完成は、後を継ぐ『続日本紀』(しよくにほんぎ)に、養老(ようろう)四年(七二〇)のこととして記されています。今年はずいぶん、編纂千三百年!図書館で開いて、住まわれている地域の古を尋ねてみるのはいかがでしょう。もちろん、このコラムでも取り上げていきます。

### 梅花女子大学教授 市瀬 雅之

現代訳から原文までを用いて『万葉集』に文学を楽しむほか、『古事記』や『日本書紀』等に日本神話や説話、古代史をわかりやすく読み解く。中京大学大学院修了 博士(文学)。著書に『大伴家持論 文学と氏族伝説』おうふう 1997年、『万葉集編纂論』おうふう 2007年、『北大阪に眠る古代天皇と貴族たち 記紀万葉の歴史と文学』梅花学園生涯学習センター公開講座ブックレット 2010年。ほか執筆・講演・講座多数

1955年 神戸市生まれ。1980年「青」に入会。波多野爽波に師事。2000年「ゆう」入会。田中裕明に師事。編集担当。2010年俳誌「秋草」を創刊し主宰する。毎月発行。句集に『書信』『讀本』『木簡』がある。2018年句集「木簡」で読売文学賞受賞。日本文藝家協会会員。

選者  
**山口 昭男**  
(やまぐち あきお)

【俳句の応募方法】  
氏名・住所・年齢・明記のうえ、ハガキ、封書、FAX、下記の応募フォームのいずれからご応募ください。

【宛先】  
〒566-0001 大阪府摂津市千里丘1-13-23  
株式会社シティライフNEW 俳句係まで  
FAX 06-6368-3505

【応募フォーム】  
https://pro.form-mailer.jp/fms/f413b102177160

※締め切りは毎月25日必着 ※いずれも一人5句まで  
※掲載は次々号となります  
※佳作は掲載をもって発表とさせていただきます。  
※お名前と作品を掲載します。

【つばやき評】  
俳句コーナーで活字となるのはお一人一句ということではありません。よい作品であれば、複数句選ばれることもあり。投句数は五句まで可能です。ぜひ最大限活用していただいて、自由に闊達な俳句を目指してください。

【佳作】  
紅梅の一枝白磁の壺に生け  
どこからと聞きて別れる梅見茶屋  
ふうふうとひとしきり吹き大根食ぶ  
立春に鱒の品書き杖の爺  
雪催湖北の仏腰ゆたか

西宮市	伊丹市	神崎市	茨木市	西宮市
西宮市	井上	鳥羽	河本	石野
未紅	南良	敬介	要	照代

芦屋市 田中キミヨ

【入選】  
口笛で呼べど木枯帰らざり  
本尊へ大根の煮ゆ匂ひかな  
もういいかいふりかえりみれば冬夕焼  
雪だるま転がせし子の嫁ぎ行く  
草むらに吹く風そよと春めいて

明石市 角谷 徳実  
神崎市 西 敬介  
西宮市 井上 未紅  
西宮市 井上 未紅  
茨木市 山下美穂子  
西宮市 敬介  
西宮市 井上 未紅  
西宮市 井上 未紅  
西宮市 井上 未紅

【優秀賞】  
尊厳死軽く話して温め酒  
山口昭男先生に入選作品を選んいただきました。

12月25日締切りで「投句いただいた中から、山口昭男先生に入選作品を選んいただきました。」

## 令和元年12月1日より「運転中のスマホ等使用」の罰則が強化

協力:大阪府警察



スマートフォンや携帯電話は、通話機能の他、インターネット、メール、ゲーム等、私たちの生活に欠かすことができないものになっている。しかし、運転中にスマートフォンの画面等を注視していたことが原因となる交通事故が増加傾向にあり、いわゆる運転中の「ながらスマホ」が社会問題となっている。自動車等を運転しながらスマートフォン等を使つての通話や、画面を注視する行為は、画面に意識が集中してしまい、周囲の危険を発見することができない。また、運転操作を誤って他の車や歩行者に衝突するなど、重大な交通事故につながる危険な行為なので、絶対にやめよう!

【運転中のスマホ等利用に対する罰則強化の内容】

運転中にスマホ等を使用  
携帯電話使用等(保持)…通話(保持)、画像注視(保持)する行為。

【改正前】罰則 5万円以下の罰金 反則金 大型…7,000円 普通…6,000円 二輪…6,000円 原付…5,000円	▶ 【改正後】罰則 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金 反則金 大型…2万5,000円 普通…1万8,000円 二輪…1万5,000円 原付…1万2,000円
--	--

運転中にスマホ等を使用し、さらに事故を起こした場合など ~ 即、免停!

携帯電話使用等(交通の危険)…通話(保持)、画像注視(保持)、画像注視(非保持)することによって交通の危険を生じさせる行為。

【改正前】罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金 反則金 大型…1万2,000円 普通…9,000円 二輪…7,000円 原付…6,000円	▶ 【改正後】罰則 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 反則金 適用なし (反則金制度の対象外となり、すべて罰則の対象に)
---	--

点数 1点  
点数 3点  
点数 2点  
点数 6点 (免許停止)